

市職員を装った詐欺に注意してください

最近、市内で、登米市税務課職員を名乗る男に、税金の徴収を名目に現金をだまし取られる被害が発生しています。

市職員の訪問があったときは、必ず身分証明書を確認し、不審に思ったときには市役所または各総合支所に連絡をお願いします。

不審な訪問を受けた場合

- ◇名刺や身分証明書の提示を求めると、身分を確認してください。
- ◇市役所または各総合支所に電話で確認してください。



【問い合わせ】
総務部税務課 徴収対策係
☎ 0220 (22) 2169

市内業者のみ
今後とも随時受け付け

平成21・22年度登米市競争入札参加資格審査申請および小規模工事等契約希望者登録申請の受け付けはすでに終了しましたが、市内の業者に限って、今後とも随時受け付けします。希望する場合は、申請要領などを確認の上、申請してください。

【登録区分】 建設工事、建設参加を希望する人

①競争入札参加資格審査申請
【対象】 市が発注する建設工事や業務等に係る競争入札に参加を希望する人

【登録区分】 小規模な建設工事や修繕で、内容が軽易で履行の確保が容易なもの、かつ、1件の工事金額が50万円以下のもの

②小規模工事等契約希望者登録申請
【対象】 市が発注する小規模な建設工事や修繕の受注を希望する人

①・②共通事項
【資格の有効期限】 平成21年4月1日から23年3月31日まで（2年間）
※ただし、21年4月1日以後

【受付場所・申請方法】
総務部総務課 契約係
☎ 0220 (22) 2091

関連業務、物品の製造・販売等、役務の提供等

降に申請した人は、それ以降の承認日からの登録申請要領と登米市様式は、市ホームページに掲載しています。申請様式などはダウンロードするか総務課からの貸し出しを利用してください。

【申請要領などの貸し出し】
申請要領と登米市様式は、市ホームページに掲載しています。申請様式などはダウンロードするか総務課からの貸し出しを利用してください。

【問い合わせ】
総務部総務課 契約係
☎ 0220 (22) 2091

H21・22

競争入札参加資格審査申請および小規模工事等契約希望者登録申請について



医療保険が重複する 75歳の誕生日に限り 「自己負担限度額」が半額になります

これまで、75歳の誕生日には、75歳になる前の医療保険（国民健康保険、被用者保険など）と、その後の後期高齢者医療の2つの医療保険制度にまたがるため、それぞれの「自己負担限度額」までの支払いが必要でした。

このような負担の増を防ぐために、1月から誕生日のそれぞれの医療保険制度の「自己負担限度額」を、本来の2分の1とするよう法が改正されました。

※具体的な手続きについては、現在検討中です。該当する人には、分かり次第お知らせします。
※平成20年4月～12月に75歳になった人で今回の改正に該当する場合は、さかのぼって適用される見込みです。

【問い合わせ】
市民生活部国保年金課 ☎ 0220 (58) 2166

【例】 昭和9年2月16日生まれの人が、自己負担区分が一般で入院した場合

区分	74歳		75歳	
	1月	2月15日まで	2月16日から	3月
国保	自己負担額 44,400円	自己負担額 44,400円		
後期高齢者医療			自己負担額 44,400円	自己負担額 44,400円
自己負担額計	44,400円	88,800円		44,400円
◇見直し後				
国保	自己負担額 44,400円	自己負担額 22,200円		
後期高齢者医療			自己負担額 22,200円	自己負担額 44,400円
自己負担額計	44,400円	44,400円		44,400円

市民バス「石越線」の運行経路変更について

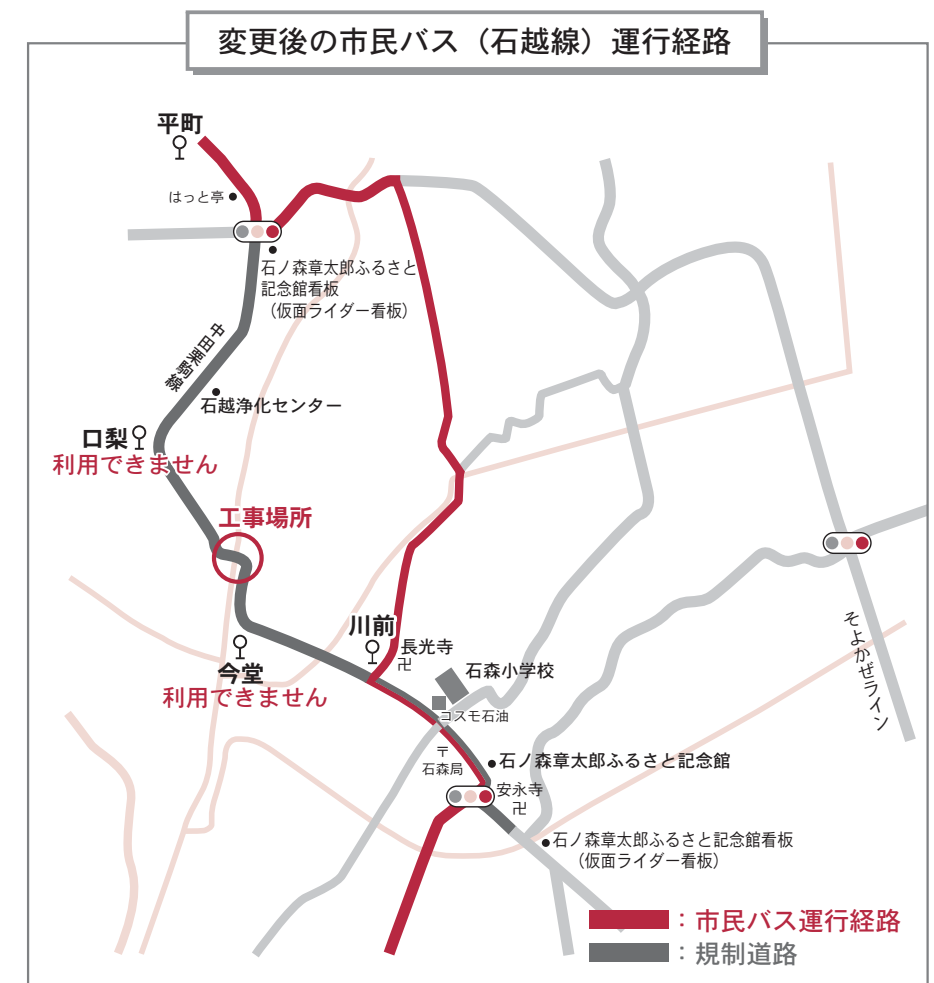
県発注の石越町東郷字今道地内「今道橋」補修工事による交通規制（4t車以上通行止め）のため、市民バス石越線の運行経路を一部変更します。
ご理解とご協力をお願いします。

【運行経路を変更するバス路線】
市民バス石越線
【運行経路変更期間】
3月4日（水）～5月20日（水）
【変更内容】

市民バス石越線バス停のうち、石越町内の「口梨」「今堂」が利用できなくなります。
また、「川前」バス停の位置を、長光寺向かい側（右図参照）に移動させます。
市民バスを利用する際は、「平町」「川前」などからの利用をお願いします。

【問い合わせ】
企画部企画振興課 企画調整係
☎ 0220 (22) 2147

※普通車は片側交互通行ができます。幅員が狭くなっているため、通行時には十分注意してください。



津山町横山地区の水道料金改定について

平成19年4月に、津山町横山地区を給水区域とする簡易水道事業が市水道事業に統合されました。統合後も横山地区の水道料金は変わりませんでしたが、20年4月からは段階的に改定を行い、22年4月に上水道料金と同じ額になります（改定については、メーター口径13mm、20mm使用者のみ）。平成21年度の水道料金は下記のとおりです。

【平成20年度までの料金】

項目	水量	料金
基本料金	0 m ³	1,050円
従量(超過)料金	1～5 m ³	50円
	6 m ³ 以上	220円

※12m³使用した場合
基本料金 1,050円
従量料金① 250円（5 m³×50円）
従量料金② 1,540円（7 m³×220円）
合計 2,840円

【平成21年度の新料金】

項目	水量	料金
基本料金	0 m ³	1,260円
従量(超過)料金	1～5 m ³	60円
	6 m ³ 以上	220円

※12m³使用した場合
基本料金 1,260円
従量料金① 300円（5 m³×60円）
従量料金② 1,540円（7 m³×220円）
合計 3,100円

【問い合わせ】 水道事業所水道業務課 料金徴収係 ☎ 0220 (52) 3311